

公費解体・撤去に関する申請書類チェックリスト

申請する家屋等の状況により必要書類が異なります。該当する項目を確認し、必要書類をご準備ください。

1 必ず確認・提出するもの

- ☐ 半壊以上の証明書
 - ・住家 ：税務課の「り災証明書」
 - ・住家以外：保健衛生課の「被災証明書（公費解体用）」未交付の場合でも、証明書の申請と公費解体の申請を同時期に行うことができますが、被害判定の結果が半壊以上とならなかった場合は、原則として公費解体の対象となりません。
- ☐ 公費解体・撤去に関する申請書（様式第 1 号）
- ☐ 申請者の本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード等）
- ☐ 建物配置図（様式第 1-2 号）

2 該当する場合に必要なもの

- ☐ 代理人が申請する場合：委任状（様式第 2 号）＋代理人の本人確認書類の写し
- ☐ 共有名義の場合：申請者を除く共有者全員の同意書（様式第 3 号）＋同意者の本人確認書類の写し
- ☐ 賃貸物件の場合：賃借人全員の同意書（様式第 4 号）
- ☐ 差押え・抵当権等がある場合：権利者全員の同意書（様式第 5 号）
- ☐ 所有者が死亡している場合：死亡を証する書類＋相続の状況に応じて遺産分割協議書の写し又は同意書（様式第 3 号）等
- ☐ 建物性がないと判断される場合：建物性に関する申告書（様式第 6 号）
- ☐ 同意書の取得が困難な場合：宣誓書（様式第 7 号） ※事前にご相談ください
- ☐ 事業用建物の場合：中小企業者等であることを確認できる書類